

世界のカーボンプライシングの動向

-世界銀行・ICAP レポートから見る主要国・地域の制度変化と企業への示唆

調査レポート

2026 年 8 月 7 日
経済部 シニアアナリスト
宮之原 正道

1. はじめに -問題意識と目的

企業がカーボンプライシングの負担や事業への影響を見極めるには、制度の有無や価格水準だけでなく、対象範囲や排出量の管理方式、排出枠の配分方法等を確認する必要がある。同じ排出量取引制度（ETS）でも、排出総量と排出原単位のいずれを管理するか、排出枠を無償配分するか有償で取得させるかによって、実際の負担は異なる。また、その影響は直接的な排出コストにとどまらず、EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）を通じた貿易条件、電力・燃料・素材価格等幅広い企業活動に及んでいる。

特に昨年から今年にかけては、日本、インド、ベトナムで全国レベルの制度が実装段階に入り、EU の CBAM も本格運用に移った。一方、中国、韓国、EU 等の既存制度では、対象部門や排出枠の配分、市場安定化措置等の見直しが進んでいる。カーボンプライシングを導入の有無だけではなく、具体的な制度設計と運用が企業活動や国際取引を左右する段階に入りつつあることが、本レポートで取り上げる背景である。

本レポートを通じて確認されるのは、カーボンプライシングの制度数や対象範囲が拡大する一方、対象業種、価格水準、排出枠の配分、国境措置や支援策との組み合わせは、地域や制度によって異なっているという点である。従って、企業にとって重要なのは、事業を行う地域、適用される制度、導入・強化の時期を踏まえ、自社に生じる実効的なコストと競争条件の変化を捉えることである。

こうした問題意識のもと、本レポートでは、[世界銀行の「State and Trends of Carbon Pricing 2026」](#)と、各国・地域政府が参加する[国際炭素取引パートナーシップ（ICAP）の「Emissions Trading Worldwide: Status Report 2026」](#)を主な材料として、2025～26 年の制度変化と日本企業への示唆を整理することを目的とする。まず、世界全体の変化を概観した上で、①中国や韓国等における既存 ETS の再設計、②日本、インド、ベトナムにおける全国制度の実装、③CBAM、政府収入の使途、炭素クレジットの選別を通じたカーボンプライシングの機能の拡張を取り上げる。次いで、企業への影響を捉えるための視点を示す。

なお、世界銀行及び ICAP 両レポートの発行は、それぞれ 2026 年 5 月と 4 月である。このため、それ以降に公表された重要な政策動向については、各国政府の公開情報により適宜補足した。

2. 2025～26 年のカーボンプライシングの主な変化

世界銀行と ICAP の 2026 年版レポートから読み取れる、この 1 年の主な変化は図表 1 の通りである。

【図表 1】2025～26 年のカーボンプライシングの主な変化

指標	直近値	前年からの変化
実施中の ETS・炭素税	87 制度	+7 制度
世界 GHG 排出量のカバー率	29%	+約 1 ポイント
稼働中の ETS	41 制度	+3 制度
ETS の世界 GHG 排出量カバー率	26%	+3 ポイント
ETS・炭素税による政府収入	1,070 億ドル	+約 2%
平均炭素価格	約 21 ドル/tCO ₂ e	+約 7%

（注） 世界銀行は ETS と炭素税を対象とし、ICAP は ETS のみを対象としているため、両者の制度数やカバー率は直接比較できない。制度数とカバー率は 2025 年版と 2026 年版の比較、政府収入は 2025 年の実績、平均炭素価格（加重平均）は 2026 年 4 月時点。

（出所） 世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2026」、ICAP「Emissions Trading Worldwide: Status Report 2026」をもとに SCGR 作成。

図表 1 からは、制度数、対象排出量、政府収入、平均炭素価格のいずれも拡大または上昇しており、世界のカーボンプライシングが量的な拡大が続けていることが分かる。日本、インド、ベトナム等で全国レベルの制度が実装段階に入ったことも、制度数と対象排出量の増加に寄与している。

一方、企業実務上より重要なのは、新規・既存制度の双方で、対象範囲、排出枠の配分、排出量の算定・検証、排出枠やクレジットの取引等の具体的な運用が進み、炭素価格が実際のコスト、契約条件、市場アクセスに反映される局面に入ったことである（詳細は第 3～5 章で詳述）。

3. 主要 ETS の制度変更 -対象範囲・排出枠配分・価格安定策を再設計

図表 2 に、2025～26 年に制度変更がみられた各国・地域の代表例を示す。変更の方向は一樣ではなく、中国では対象部門が拡大し、韓国では発電部門の有償配分が増加する一方、カリフォルニア州では制度を長期延長しつつ、価格抑制や産業支援を強化した。また EU ETS2 でも、本格運用に向けて価格安定策が拡充されている。共通するのは、単に炭素価格を引き上げるのではなく、産業競争力やエネルギー価格への影響を踏まえ、対象範囲、排出枠の配分、価格安定策、クレジット利用、支援策を組み合わせる制度を再設計している点である。

【図表 2】主要な ETS の制度変更（予定を含む）

制度	主な制度変更点	事業上の留意点
中国 全国 ETS	従来は発電部門のみを対象としていたが、鉄鋼、セメント、アルミ精錬を追加し、約 30 億 tCO ₂ e（中国全体の CO ₂ 排出量の 20%超に相当）を新たに対象化。これにより、全国 ETS は中国の CO ₂ 排出量の 60%超をカバー。現行の生産量に応じて排出枠が変動する原単位型から 2030 年までに、排出枠の総量管理を基礎として、無償・有償配分を組み合わせる制度の構築を目指す。	主要素材への影響、業種別ベンチマーク、将来の有償化等
韓国 K- ETS	発電部門に配分する排出枠のうち、有償配分（オークション）の割合を 2026 年の 15%から 2030 年には 50%へ段階的に引き上げる。一方、輸出比率が高い産業（鉄鋼、石油化学、セメント、石油精製、半導体、ディスプレイ等）は原則無償配分を継続。市場安定化リザーブも導入（注 1）。	発電事業者の直接負担、電力価格を通じた他産業への波及
米国 カリフォル ニア州	従来 2030 年末までだった制度を 2045 年末まで延長。Cap-and-Trade から Cap-and-Invest へ改称し、オークション収入を脱炭素投資等に活用する制度の側面を明確化。2026 年 5 月の規則改正では、排出枠総量を引き締める一方、製造業の脱炭素投資支援を 40 億ドルに倍増。クレジット利用上限は 2026 年排出分から 4%から 6%へ拡大。	制度の長期継続性、排出枠供給、クレジット利用、支援策
EU ETS2 (注 2)	建物・道路交通等で使用される燃料の供給事業者を対象とし、排出枠は全量オークション。2027 年 1 月にオークションを開始し、2028 年に本格運用。2026 年 6 月の暫定合意では、市場安定化リザーブを 2030 年以降も存続させ、価格上昇時の排出枠放出を拡充。社会気候基金により、家計や小規模事業者等の省エネ・低炭素化を支援。	燃料・輸送コストへの転嫁、価格安定化・負担軽減措置

（注 1）排出枠の需給に応じて、市場への供給量を調整する仕組み。

（注 2）発電所や大規模工場等を対象（既存の EU ETS とは別の制度）

（出所）世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2026」、ICAP「Emissions Trading Worldwide: Status Report 2026」及び各公開資料をもとに SCGR 作成

図表 2 が示すように、制度変更が企業に影響する経路も一樣ではない。中国では鉄鋼、セメント、アルミ精錬が新たに直接の対象となった一方、韓国では発電部門の有償配分拡大が、電力価格の上昇を通じて他産業にも波及する可能性がある。カリフォルニア州ではクレジット利用上限の拡大が義務履行の柔軟性を高め、製造業向け脱炭素投資支援の

拡充が設備投資負担を軽減し得る。EU ETS2 では価格安定化措置が排出枠価格の急騰を抑え、社会気候基金が燃料・輸送コスト上昇による家計や小規模事業者の負担を軽減し得る。

従って、既存 ETS の見直しによる企業への影響は、排出枠価格の水準だけでは判断できない。対象部門の拡大や有償配分への移行が、どの時期に、どの部門から進むのか、また、その負担が電力・燃料・素材価格を通じてどこまで波及し、クレジット利用や支援策によってどの程度緩和されるのかによって、実際の影響は異なる。既存 ETS では、制度が強化されるか否かだけでなく、負担がどのような経路と速度で具体化するかが、企業にとっての重要な論点となる。

4. 日本・アジアで全国制度が実装段階へ -同時期の導入でも異なる制度設計

図表 3 に、2025～26 年に全国レベルで実装段階に入った日本、インド、ベトナムの制度を示す。導入時期は近いものの、日本は企業単位の排出総量、インドは製品当たりの排出原単位、ベトナムは施設別に配分される排出枠を基礎としており、制度設計は大きく異なる。

【図表 3】日本・インド・ベトナムにおける各制度の概要

国・制度	現状・対象	制度設計・柔軟措置	今後の主な動き
日本 GX- ETS	2026 年 4 月、義務的制度として本格稼働。二酸化炭素の直接排出量が前年度までの 3 年度平均で年間 10 万 t 以上の事業者が対象。	毎年度、排出実績量と同量の排出枠を保有する。政府から割り当てられる排出枠は、業種の特性に応じてベンチマーク方式（注 1）または過去の排出実績等に基づく方式で算定。当面は無償割当が中心で、J-クレジットや JCM クレジット等も一定範囲で利用可能。	2028 年度に化石燃料賦課金、2033 年度頃から発電部門の排出枠オークションを段階的に導入予定。
インド CCTS （注 2）	2025 年 10 月、2025～26 年度および 2026～27 年度の排出原単位目標を正式通知。アルミ、セメント、石油精製、石油化学、繊維等の排出集約型産業の 490 事業者が対象。	目標を上回って排出原単位を改善した事業者に炭素クレジット証書（CCC）を発行し、未達の事業者が購入・提出する。企業の負担は、業種別目標と自社の排出原単位との差によって決定。	2025～26 年度の排出原単位実績の検証・CCC 発行後、電力取引所で 2026 年後半に取引開始予定。鉄鋼等への対象拡大も予定。
ベトナム ETS	2026 年 6 月、国内炭素取引プラットフォームを正式開設。2025～26 年の試行期間では、火力発電 34 施設、鉄鋼 25 施設、セメント 51 施設の計 110 施設に排出枠を配分。	パイロット期間は排出枠を無償配分。排出枠を超過した場合、他施設からの購入に加え、割当量の 30%を上限とするクレジット利用や、次期割当量の 15%を上限とする借入れが可能。	2029 年から全国市場を本格運用し、対象拡大やオークションの導入を予定。

（注 1）ベンチマーク方式は、製品の生産量等に業種別の排出効率基準を乗じて排出枠を算定する方式。過去の排出実績等に基づく方式は、一般にグランドファザリング方式と呼ばれる。

（注 2）CCTS は、Carbon Credit Trading Scheme（炭素クレジット取引制度）の略称。

（出所）世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2026」、ICAP「Emissions Trading Worldwide: Status Report 2026」及び各公開資料をもとに SCGR 作成

この制度設計の違いにより、企業の負担を左右する要因も異なる。日本では排出実績量と政府から割り当てられる排出枠との差、インドでは業種別の排出原単位目標の達成度、ベトナムでは施設別の割当量に加え、クレジット利用や借入れ等の柔軟措置が重要となる。従い、企業は各制度で管理対象となる指標と、負担を調整する仕組みを個別に把握する必

要がある。加えて、負担の試算に当たっても、単純に総排出量に炭素価格を乗じるのではなく、制度上の義務履行に必要な排出枠やクレジットの不足分と、その調達価格を基礎とする必要がある。

5. カーボンプライシングの機能拡張 -通商条件、政策財源、クレジットの選別へ

カーボンプライシングの影響は、排出削減を促す価格付けにとどまらず、通商政策、政策財源、炭素クレジット市場へ広がっている。2025～26 年には、EU-CBAM の本格運用、政府収入の増加、炭素クレジットの品質・適格性による価格差の顕在化を通じて、こうした機能の広がりが一段と明確になった。本章では、この 3 点を取り上げる。

5-1. CBAM -炭素価格を貿易条件に組み込む

EU の CBAM は 2026 年 1 月に本格運用段階へ入り、2026 年の輸入分に対応する CBAM 証書の購入は 2027 年 2 月から始まる。企業の実務上の焦点は、対象製品の判定、製品別の内包排出量の算定・検証、原産国で実際に支払った炭素価格の証明へと移っている。

CBAM の対象範囲も拡大する方向にある。EU 理事会は 2026 年 6 月、鉄鋼やアルミ等を多く使用する一部の下流製品を対象に加えるとともに、対象外の製品への加工や報告上の操作による制度の迂回を防ぐ措置について交渉方針を決定した。最終的な内容は欧州議会との協議を経て決まるが、対象が部品・加工品へ広がれば、現在の対象素材を直接輸出していない企業にも影響が及ぶ可能性がある。

さらに欧州委員会は同年 7 月、EU ETS の改正案を公表した。同案は航空・海運、都市ごみ焼却、投資支援等を含む広範な見直しであるが、CBAM との関係で特に重要なのは、EU 域内企業への無償配分と輸入品の CBAM 負担との調整である(*)。無償配分の縮小時期や方法が変われば、輸入品に求められる負担の増加ペースにも影響する。現在、提案段階にあるため今後の欧州議会と EU 理事会の審議の行方は注視が必要である。

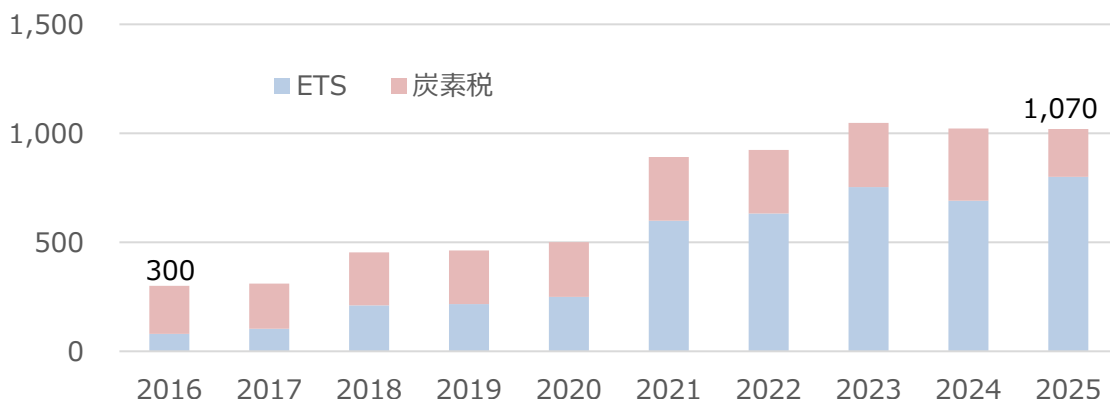
CBAM 対応における企業実務上の課題は、証書購入額の計算だけではなく、サプライチェーンを遡り、製品別の内包排出量と原産国で実際に支払った炭素価格を継続的に把握・証明することにある。さらに、下流製品への対象拡大、迂回防止措置、EU 域内企業への無償配分、算定・検証ルールが見直されれば、対象となる製品や負担額も変わる。このため、先述の鉄鋼やアルミ等を使用する部品・加工品についても、将来の対象化や負担増を織り込んだ試算が必要となる。

*CBAM では、EU 域内企業への無償配分水準を踏まえ、輸入品の CBAM 負担を調整する仕組みが導入されている。具体的には、無償配分が残る間はその相当分を輸入品の CBAM 証書提出義務から控除し、無償配分の縮小に応じてこの控除も段階的に縮小する。最終的に無償配分がなくなると、控除も消滅する。

5-2. 収入使途 -徴収から産業・社会への還流へ

図表 4 に ETS・炭素税による政府収入の推移を示す。カーボンプライシングによる政府収入は、制度の対象拡大、炭素価格の上昇、排出枠オークションの拡大に伴って増加している。

【図表 4】ETS・炭素税による政府収入の変化（億ドル）



(注) 金額は 2025 年価格による実質ベース。端数処理のため内訳と合計が一致しない場合がある

(出所) 世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2026」及び同ウェブサイトをもとに作成

資料は、住友商事グローバルリサーチ株式会社(以下、「当社」)が信頼できると判断した情報に基づいて作成しており、作成にあたっては細心の注意を払っておりますが、当社及び住友商事グループは、その情報の正確性、完全性、信頼性、安全性等において、いかなる保証もいたしません。本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、投資その他の何らかの行動を勧誘するものではありません。また、本資料は筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び住友商事グループの統一された見解ではありません。本資料の全部または一部を著作権法で認められる範囲を超えて無断で利用することはご遠慮ください。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。

政府収入はこの 10 年間で 3.6 倍となり、その中心も炭素税から ETS へ移った。2016 年には炭素税収入が ETS 収入の約 3 倍だったが、2025 年には ETS 収入が全体の約 4 分の 3 を占めている。これは、カーボンプライシングの対象拡大だけでなく、排出枠を無償で配分する制度から、オークションを通じて有償で配分する制度への移行が進んでいることを反映している。

こうした収入は、単に一般財源へ組み入れられるだけではない。例えば EU では、低炭素技術や産業設備の実用化を支援するイノベーション基金、再生可能エネルギー、送電網、蓄電、エネルギー効率改善等を支援する近代化基金、家計や小規模事業者の負担軽減を目的とする社会気候基金等に、ETS のオークション収入が充てられている（基金規模はそれぞれ約 400 億ユーロ、約 570 億ユーロ、最大 650 億ユーロ）。企業や家計から徴収した資金の一部を、脱炭素投資やエネルギーコスト対策へ還流する仕組みである。

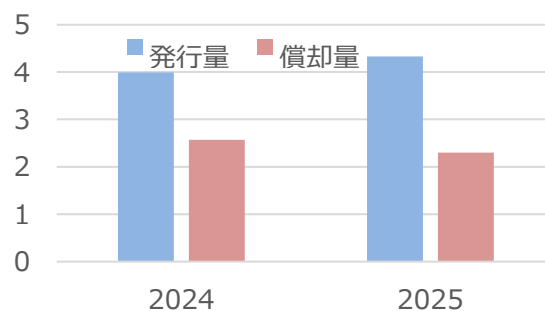
このため、企業への影響は、排出枠や炭素税の支払額だけでは判断できない。EU 域内に拠点や投資案件を有する企業は、低炭素設備、再生可能エネルギー、エネルギー効率改善、技術開発等に利用できる補助金や基金も確認し、制度による負担と、自社が利用可能な支援をそれぞれ把握した上で、事業採算を評価する必要がある(*)。

*日本企業を含む EU 域外企業も、EU 域内の現地法人や投資案件を通じて、Innovation Fund 等の支援対象となる場合がある。適用可否は、案件所在地、申請主体、対象技術等の個別要件による。

5-3. 炭素クレジット -数量から品質・適格性による選別へ

規制・制度の動きに加えて、企業が義務履行や自主的な排出削減目標の達成に利用する炭素クレジットの動向についても、事業への影響を捉える上で重要となる。図表 5 に、2024 年と 2025 年の炭素クレジットの発行量・償却量を示す。

【図表 5】炭素クレジットの発行量・償却量（億 tCO₂e）

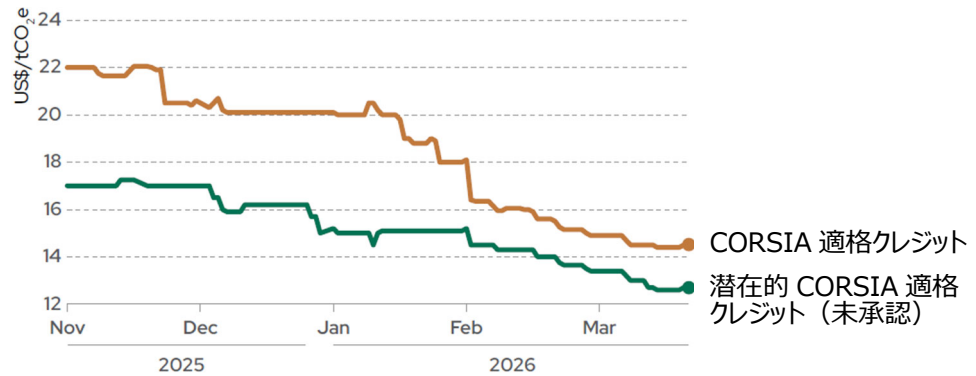


（出所）世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2026」及び同ウェブサイトをもとに作成

2025 年のクレジット発行量は前年比で 8%増加した一方、償却量は 11%減少した。発行量の増加には、政府が運営する制度や世界銀行等の国際的な制度による発行の増加が寄与した。他方、償却量の減少は、2024 年にカリフォルニア州で一時的に増加した義務履行目的の利用が通常の水準に戻った影響が大きく、自主的な利用を目的とする償却量は概ね横ばいだった。

市場全体では発行量が償却量を大きく上回っており、数量面だけを見れば供給余力があるように見える。しかし、全てのクレジットが同じ目的に利用できるわけではない。クレジットの利用に当たっては、数量だけでなく、①方法論、発行年、事業地域、ホスト国の承認等、制度や利用目的に応じた要件を満たしているかという適格性、②追加性、算定の確かさ、貯留の永続性、二重計上の防止等に関する品質、という二つの観点から確認する必要がある。

このうち、適格性の有無が価格差として表れている例が、図表 6 の CORSIA 関連クレジットである。CORSIA は、国際民間航空機関（ICAO）が運営する国際航空向けの排出相殺制度であり、航空会社が義務履行に使用できるクレジットには一定の適格要件が課される。CORSIA 適格クレジットは、CORSIA の適格要件を満たす可能性はあるものの、まだ承認されていないクレジットよりも対象期間を通じて高値で推移し、両者の価格差は概ね 1.5～6 ドル/tCO₂e であった。これは、実際に制度上利用できることが市場で評価されていることを示している。

【図表 6】CORSIA 適格・潜在的適格クレジットの価格推移（ドル/tCO₂e）

（出所）世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2026」に追記

もう一つの観点である品質についても、価格差がみられる。世界銀行のレポートにて紹介している [ICVCM（自主的炭素市場の信頼性に関する国際基準を策定・維持する独立非営利の統治機関）の推計](#)によると、品質基準である「コア・カーボン原則（CCP）」のラベルが付されたクレジットは、ラベルのないクレジットに比べ、平均約 25%の価格プレミアムを得ている。CCP ラベルは、個々のプロジェクトを一律に格付けするものではなく、クレジット制度や方法論、クレジットカテゴリーが、ガバナンス、追加性、算定の堅牢性等の基準を満たしていることを示すものである。平均約 25%という数値は推計であり、市場全体に一律に当てはまるものではないが、品質に対する買い手の選別が価格に反映され始めていることを示している。

以上から、炭素クレジット市場は、単純に発行量や平均価格だけで捉えることが難しくなっている。市場全体で発行量が償却量を上回っていても、特定の制度で利用できるクレジットや、一定の品質要件を満たすクレジットが、必要な時期に十分供給されるとは限らない。企業がクレジットを調達する際には、利用目的と必要時期を起点に、対象制度や利用目的に照らして使用できるかという適格性と、追加性や永続性等に関する品質を、それぞれ確認することが重要になる。

6. まとめ -地域・制度・時間軸で事業への影響を捉える

本レポートで見てきた通り、2025～26 年も世界のカーボンプライシングは、制度数、対象排出量、政府収入、炭素価格の面で量的な拡大を続けた。既存 ETS では対象範囲、排出枠の配分、価格安定策等の再設計が進み、日本、インド、ベトナム等では全国制度が実装段階に入った。ただし、各国の制度が単一の炭素価格や共通の仕組みに収斂しているわけではなく、企業が管理すべき指標や負担の生じ方は制度によって異なる。

また、企業への影響は、排出枠や炭素税の直接的な支払いにとどまらない。CBAM を通じた輸出条件への反映、政府収入を原資とする支援制度、用途や品質によって分化する炭素クレジット市場等、カーボンプライシングの機能は広がっている。従って、企業への影響を把握するには、炭素価格の水準だけでなく、地域、制度、時間軸を区別して見る必要がある。図表 7 に、この 3 つの視点から確認すべき項目と、主な事業上の論点を整理した。

【図表 7】カーボンプライシングによる事業の影響を捉える 3 つの視点

	主な確認項目	主な事業上の論点
地域	生産拠点・輸出先の炭素価格、CBAM、価格転嫁、支援制度	原価・価格転嫁、拠点・調達先、輸出条件
制度	対象範囲、負担算定、排出枠配分、算定・検証、クレジット利用	排出コスト、排出枠・クレジット管理、データ・検証体制
時間軸	対象拡大、目標強化、無償配分縮小、オークション導入、支援制度・クレジット供給等の見通し	設備投資、事業計画、立地判断

（出所）世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2026」、ICAP「Emissions Trading Worldwide: Status Report 2026」及び各公開資料をもとに SCGR 作成

この 3 つの視点は相互に関連している。例えば、生産国での直接負担が小さくても、輸出先の CBAM や、将来の無償配分縮小等を通じて事業への影響が生じる可能性がある。このため、地域・制度・時間軸を個別に見るのではなく、組み

合わせて捉えることが重要である。

以上の動きからは、カーボンプライシングを世界共通の一つの価格として捉えるだけでは、企業への影響を十分に把握しにくいことがうかがえる。企業がその影響を見極めるには、「炭素価格はいくらか」だけでなく、どの地域で、どの制度が適用され、どのような経路で事業に影響し、その条件が時間とともにどう変わるかを把握する必要がある。

こうした点を踏まえると、排出量や炭素価格に関するデータは、環境情報にとどまらず、価格転嫁、調達、投資、立地等の判断にも関わる。カーボンプライシングを、環境関連だけの課題ではなく、事業採算や競争条件に影響する経営上の要素として捉える視点が重要になっている。

以上